

平成23年度第2回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会  
条例検討専門部会

議 事 録

日 時：平成23年10月4日（火）午前10時開会  
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

## 1. 開 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第2回さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課の宮原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様の出席状況の確認でございますけれども、ただいま、委員の皆様6名全員がご出席していただいております。会議が成立していますことをご報告いたします。

また、事務局の方には、関係職員が出席しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

## 2. あいさつ

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、開会に当たりまして、保健福祉局保健所木田食の安全担当部長より、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

○事務局（木田食の安全担当部長） 皆様、おはようございます。食の安全担当部長の木田でございます。

皆様には、日ごろから札幌市の食の安全にご理解とご協力をいただいておりますこと、誠にありがとうございます。

先日、第1回目の専門部会では、条例のイメージを整理していただきまして、その条例の必要性や方向性などを議論していただきました。札幌の地域特性に合った条例を目指すという貴重なご意見をいただくほか、大変有意義なご意見をいただきまして、今後の検討について大いに期待をしているところでございます。

さて、3月の原発事故の後に、いわゆる食品の放射能汚染という問題が発生した件に対して、国の方が出荷規制という形で対応したことにつきまして、非常に効果があるのだというふうに我々は認識をしていたわけです。ところが、7月に入りまして、例の放射性セシウムで汚染された牛肉の流通が発覚したり、昨日のNHKの「クローズアップ現代」でもいってございましたけれども、いわゆる検査に穴があって、例えばお茶など基準値を超えたものが流通しているということが発覚しまして、放射能に対する市民の不安が非常に大きくなってきていると考えております。

そこで、9月に入りまして、札幌市でも独自の食品の放射能の検査、モニタリング検査を開始しております。今、2回目が終わったところですが、この中で、いわゆる暫定規制値を超えるようなものは今のところはなかったという状況でございます。

また、一方で、4月下旬に富山の方で発生いたしましたユッケ、生肉による死亡食中毒事件に対しまして、国の方で生食用の肉に対する規格基準を設定して、10月1日から、大変厳しい基準が施行されたところでございます。

このように、食の安全・安心を取り巻く状況は日々変化をしているわけでございます。

れども、食の安全・安心の推進という基本的な考え方を踏まえまして、札幌らしさを生かした条例の制定を目指しまして、今後とも活発な議論をお願い申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

#### ◎資料確認

○事務局（宮原食の安全推進課長） 次に、本日の資料をご確認願います。

資料を事前にお送りしておりますが、いま一度ご確認いただきまして、不足等がございましたら事務局の方にお知らせください。

まず、上から、本日の会議の次第、座席図、委員名簿、続きまして、資料の1から3まで、3が2枚ございます。また、参考資料としまして、「安全・安心な食のまち・さっぽろの創造に向けた条例制定に係る検討テーマと流れ」をお配りしております。

なお、前回の会議でも申し上げましたけれども、この会議は、札幌市情報公開条例第21条の規定により原則公開することとしておりまして、配付資料や議事録は、後日、そのまま札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご了承願います。

また、発言につきましては、挙手いただきまして、お近くのマイクをお使いになってお話ししていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、これ以降の会議の進行につきまして、大西部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○大西部会長 大西でございます。おはようございます。

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は二つありまして、お手元の式次第にも掲載されていますが、一つが「札幌市における条例の必要性について」です。これは、わかりやすく言いかえますと、必要か否かということになります。もう一つが、「基本的な考え方」です。この二つを議題として取り上げております。

本日の終了時刻は11時半を予定しておりますので、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

前回は、初めての顔合わせということでしたので、積極的なご発言を控えておられた方もいらっしゃるかもしれませんが、今回以降は、より内容に立ち入った議論の場といたしたいと思いますので、ぜひ、皆様方におかれては、積極的にご発言いただきたいと思います。

それでは、一つ目の議題の「札幌市における条例の必要性について」です。

前回の議論では、おおむね条例の制定について前向きな、肯定的なご意見が多く伺われたと考えておりますが、改めて、札幌市における条例の必要性、あるいは方向性につつま

して、皆様方にどのようなお考えをお持ちか確認させていただきたいと思いを。

まず、前回の会議で皆様方からご提出されました意見を振り返るということをしていただきたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） おはようございます。事務局の小山内です。

私の方から、お手元の資料1、それから、参考資料に基づきまして、前回の皆様からいただいた意見の振り返りをさせていただきます。

それではまず、資料1をご覧になっていただきたいと思います。

前回の会議の結果につきましては、もう既に皆様方へ個別に議事録を送付させていただいております。また、ホームページにも掲載しておりますが、前回の議論について、簡単にはございませんが、整理させていただいたものが資料1でございます。出された意見を大体三つぐらいに分けさせていただいております。まず一つ目としまして、区分を左側に書いておりますが、「条例制定に係る基本的な考え方（必要性等）について」ご意見が出ておりましたので記載しております。区分を左側に書いております。そして、意見内容を右側に書いておりますが、区分については、便宜上、私どもの方で分けさせていただいているものでございます。

上から順に振り返りますが、まず一つ目が、条例はどういう方々が対象になるのかというご発言がありました。このたび条例を制定するに当たり、条例の対象者としては、市民、事業者、行政が考えられるけれども、対象の優先順位や、中心になる対象があるのかというようなご意見がございました。

また、二つ目としましては、「理念」とか「目的」についてです。皆様が必要だという意見が前提ではございますが、まず、前回の会議で条例制定の背景として私ども挙げておりましたが、事業者による検挙数の増加等々、そういった面だけではなくて、条例についてはもっと崇高な理念を掲げてつくっていく方がいいのではないかというご意見がありました。併せまして、条例をつくるには、背景を踏まえて目的が問題になるということで、札幌市の食の安全・安心を継続的にさらに充実させて、都市としての機能の価値、魅力を高めるといった目的でつくるといった認識ではいかがかというご意見もございました。

また、規制についても若干触れられているところでございます。意見としましては、事業者の立場で発言させていただくと、営業者は既に法で厳しく縛られており、どちらかという、新しい条例は、事業者をさらに縛るようなものではなく、もう少しソフトなものであればいいと思っているという意見がありました。

それから、「対象」ですが、行政、消費者、事業者という3者の立場でそれぞれありますけれども、やはり、共通の認識を持てるところについてはそれぞれ同じ方向を向いて話し合い、まとめていければいいなということを行っているところです。

また、一から条例をつくるので、市民はもちろん、札幌市に住んでみたいと思わせるようなインパクトがある条例にしてはどうかというようなご意見もございました。

続きまして、2番目の条例への具体的な盛り込み事項です。ちょっと各論的な話になりますが、これについては大きなものが二つございまして、北海道の条例は生産者寄りの条例であるが、私どもの方で札幌は消費都市であることから、消費地もしくは観光都市という機能を重視した条例の制定になるのではないかというご説明をさせていただいたのですが、委員の方からは、札幌が消費地ということは理解できるけれども、市内でも多くの農産物が生産されているので、消費地だけに特化した議論をすることはどうかと思っているという意見がありました。それから、追加になりますが、北海道農業を全体としてとらえるよりは、やはり、都市型農業がありますので、そういった観点からも生産のところにスポットを当てることも大事ではないかという話が出ております。

また、危機管理に関することではありますが、リスクマネジメントの関係として、やはり条例の中に盛り込んでいかなければならないのではないかというご意見も出ています。

最後に、関係機関との調整事項ということで、確認を含めてですが、道条例と市条例の整合性に矛盾が生じた場合にどういう形になるのかというお話でしたが、こちらについては、道の条例が一義的には優位にあるということでお話ししているかと思っております。

大体ですが、前回の会議ではこのような意見が出されたと思っているところでございます。

続きまして、参考資料をご覧になっていただきたいと思います。

本日、第2回目の条例検討部会をさせていただきます。今日は、これから、皆様に条例が必要かどうかということをもう一度ご議論いただきまして、必要であるという結論に至った場合は、より積極的に掘り下げて議論を進めていただきたいと思いますところでございます。

参考資料の上の方に書いておりますが、括弧書きで第2回と書いてあるのは、今日が、第2回目の部会ということでもあります。今日の部会で必要だというご了解というか、そういう積極的な意見が出ましたら、条例を制定するに当たっての検討テーマを3つほど絞って進めていくのがよろしいのかなということでお示ししております。

1つは、安全で安心な食のまちづくりを進める上での基本的な考え方です。2つ目は、そういうことを進めていく上での主体である市民、消費者、事業者、行政の役割はどんなものがあるのか、3つ目としましては、安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取り組み、皆様方は札幌市にどういうふうに取り組んでもらいたいかということを検討のテーマとして挙げるができると思っております。

下のスキームを見ていただきますと、今、挙げました基本的な考え方、主体の役割、札幌市に求める具体的な取り組みということで左から順に書いております。更に小項目として(1)から(7)まであるものもございまして、これから皆さん方に、そういったような議論の視点を持っていただいて、お話ししていただければと思っております。

大体の予定としましては、2、3、4と振っているところでございまして、1回ごとに前回の会議を振り返り、また、漏れがないかということを確認しながら、積極的なご意見

をいただければと思っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局の説明もご参考にされた上で、ご発言をお願いしたいと思います。

初めに、私の方から、今の小山内係長からのご説明に対して気がついた点を指摘しておきたいと思います。

一つ目ですが、事務局サイドとしては、できるだけ早い時期に条例の必要性を確定させ、必要なのだという決定を動かさないで、その後、具体的な内容の検討に移りたいというのが作業を進める皆様方の切なる願いだと思いますが、経験上、議論が先へ進みまして、例えば、第3回、第4回で予定されていますような条例の具体的な中身の議論になった時点で、そのような内容のものであれば要らないというお考えに変わることも十分あり得ますので、今日必要だということできりあえず決定をいただいたとしても、将来的に、3回目、4回目あたりでひっくり返ることもあり得るというふうに私は理解しております。ですから、今日決まったのだから、それに反するようなことは将来しないということではなくて、ぜひ積極的にご発言いただきたいと思います。

それから、今の私の発言と重なりますが、事務局の予定といたしましては、3回目、それから4回目と内容がきれいに整理されております。私の感覚ですと、3回目の内容が薄いような気がしますので、きょうの議論の進行、それから、事務局サイドの対応が可能かどうかにもよりますが、第4回で予定されている、あるいは第3回の後半で予定されているような条例の具体的な内容について、できるだけ早い段階で皆様方にお示しできればいいかなと思っています。その方が、より内容のある議論になるのではないかと期待するからです。

以上、私の方で前置きをさせていただきました。

それでは、話の本筋に移らせていただきますが、この部会は、新たな条例を制定するに当たり、その基本的な考え方、条例に盛り込むべき項目等について、意見、提案等を行うのが役割となっている場です。したがって、ぜひ積極的なご発言を賜りたいと思っております。

どなたからでも結構ですので、ご自由に発言をいただければと思います。

○行方委員 今日の議題の1番目は「条例の必要性について」ということです。私は、以前からもお話ししているように、消費者に対しては、札幌市が平成17年に消費者条例をつくっておりますし、条例というのは消費者を保護してくれるという思いが強いのです。事業者さん、生産者の方はいろいろ立場がございましょうけれども、私、消費者としては、やはり必要性を感じております。そして、何年か後に見直して、原発にしる、放射能のことにしる、いろいろ状況が変わってくるので、その都度、必要なことを追加していくのが通例だと思います。そんなふうにしていただけたらよろしいかと思います。

○大西部会長 今のご発言は消費者サイドからですが、事業者サイドからはどうですか。

大金委員、いかがですか。

○大金委員 近年のいろいろな状況を考えますと、やはり、なかなか性善説には立てない世の中になってきています。我々も事業者の一人ですけれども、例えば表示の問題など、今まででは考えられないような作為的なことが起こっております。ある意味で、経済環境の中で商売に余裕がなくなってきた、本来はしたくないでしょうし、実際にはきっとわかっているやっているといると思うのですが、やむにやまれずやっているケースも実際に増えているのです。それを是とはしませんけれども、それをどこかで抑えていかなければいけない。今回の生肉の事件にしましても、本来では全く考えられないような流れになって、過去数十年間ユッケが食べられていた中で、食中毒というのは10件ぐらいしかなかったと思います。またこのようなことが続かないように、ある意味、性善説には立てないので、ある種の抑えは必要なのでしょうね。そういう意味では、厳しいのですけれども、条例は必要なのかなと思っていますし、むしろ、それが事業者を守ることになるのかもしれないと考えております。

○大西部会長 今のお二人のご発言は、必要だという方向のものでした。条例の必要性についてご発言が二つ続いたわけですが、その他の問題も含めまして、ご自由にご発言いただきたいと思います。

大宮委員、いかがですか。

○大宮委員 必要かどうかというところですが、消費者を保護するというところはずごく大切で、それが一番に来なければいけない条例になると思いますけれども、消費者を保護するというに加えて、賢い消費者になって欲しいなという願いもあります。要は、与えられたものだけということではなくて、消費者がいろいろな情報の整合性を積極的に求める姿勢が見られるようになるとか、どこかに問い合わせをしてすぐに答えてくれるような窓口をつくるとか、そういうようなアプローチの仕方もあるのかなと思っています。

○大西部会長 自分で情報を集めるという積極的な行動をする消費者というイメージでしょうか。

○大宮委員 そうですね。最近、スーパーで加工食品を買うときに、裏を見る方が大分増えてきていると思います。ただ、見なれない文字がそこに羅列されているわけですけれども、それについて、だれに聞いたら正しい答えを教えてくれるのかというところがあって、どうしてもそこでストップしているような気がするのです。例えば、それは酸化防止剤だったり、体にそんなに影響のないものかもしれないですけれども、それもすべてが悪になってしまって怖くて買えないというような消費者が増えている気もするので、その辺を消費者がもっと勉強できるようになればいいかなと思っています。

○大西部会長 そうすると、個別的に情報提供なり臨機応変に行えるような窓口があればいいなということとあわせて、広く一般的な意味での消費者教育ですね。個別的な対応窓口と広い意味での消費者教育ということですね。

○大宮委員 つまり、販売されている方がそういう正しい知識を持っていて、聞かれたと

きにすべてちゃんと答えられるように、消費者に安心して物を販売できるような知識を持つということ、責務として、認識を持ってもらいたいと思うのです。

○大西部会長 現行の行政のシステム、体制のもとで、今のような個別的な消費者からの個々の問い合わせに対応している機関、窓口というのはどうなっているのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 余り周知が徹底されていないというか、我々の方で皆さん方に積極的に働きかけていないのかなという気がしますが、実は、相談窓口という名前はうたっていませんが、我々保健所も含めて、どこの保健センターでも、表示等々について個別に相談を受ける体制は整っております。また、メールでも、相談をいただきましたら、それについて答えるというシステムにはなっています。

ただ、これも行政の縦割りだとよく言われますが、表示の関係で、例えばJAS法の関係になりますと、我々だけの所管ではない部分もございまして、私どもで受けて、道庁なり厚生労働省なりの所管に調査、対応等々をお願いすることがあります。一本化して「ここが窓口ですよ。」という示し方をされていないので、消費者の皆さんにはご不便をおかけしているのかなという気はしますが、我々はいつでも受ける体制は整えているというふうに考えております。

○大西部会長 基本的には、行政にいろいろな窓口が用意されているわけですが、その状況が一般市民、一般消費者の皆さんになかなか伝わらないということですね。

ちょっと伺いますけれども、札幌市コールセンターに電話をして、質問や聞きたいことを伝えると、適切な場所に振っていただけるわけですね。

○事務局（小山内調整担当係長） 内容によると思います。食品の安全・安心について知りたいということになったときには、恐らく、我々の方にはご照会をさせていただいていると思うのですが、それがしっかり振り分けされているか、現状はどうなっているかというところまで我々の方で確認しておりません。

○大西部会長 消費者から、あるいは関係事業者からの問い合わせ等、いろいろな意味での情報提供がどういうルートで保健所に伝わるかという道筋みたいなものの情報はないということですか。

○事務局（小山内調整担当係長） コールセンターからそういうことがあれば、札幌市役所の中で該当する部局はそんなにはないわけですから、私どもの方で受ける形にはなっていると思うのですが、皆様方が望まれているように、迅速にそのルートで来ているのかということになると、まだまだ足りないのかなという気がしなくもないです。ですから、今後は、そういうところもしっかりルートを確保して、市民の方々に早急に迅速に対応したいというふうに思っております。

○大西部会長 ありがとうございます。

今、思いついたのですけれども、消費者側への情報提供、あるいは教育、食育だけでなく、事業者間での情報交換とか、新規参入者に対する教育とか、そういう場はあるのでしょうか。

例えば、先ほど大金委員からご発言がありました富山のユッケの事件ですね。ああいうことをやってはいけないよということが業界で常識として共有されていれば、ああいう事件にはならなかった可能性が高いと思うのです。そういう業界内部での情報交換、教育という場があるのかどうかですね。

○田中委員 食品衛生協会としては、指導員の研修を毎年やっていますので、そういった席では新しい情報など勉強する場はございます。ただ、事業者の方全部というわけにはいかないと思うのです。指導員を介して説明してもらおうというか、そういう場はあります。

○大西部会長 指導員による情報提供、教育というのは、事業者側からの要望に基づいて対応されているのですか。

○田中委員 これは、毎年、定期的に行っているものです。

○大西部会長 それは、オール事業者に対してなされるのですか。

○田中委員 札幌市には指導員が1,000人近くおられますが、そのうち実際に活動している方ですね。半分まではないと思いますが、この方々に対する講習会は毎年継続しています。

○大金委員 特に、近年、肉はいろいろな事件を起こしていますが、ある意味で、情報は結構伝わっているのです。やはり、ある部分、作為的なものがあることはあります。

やはり、先ほど条例が必要だと言いましたが、そういうものがないと、会社がつぶれるというようなことがなかなかおさまらないと思います。

○藤原委員 ガイドラインみたいなものが必要なのでしょうかね。

○大金委員 ガイドラインは出ているのです。その都度、組合を通して厚生労働省とか農林省からの通達が必ず組合員に回ってきます。今回の生肉でも狂牛病でも表示問題でもです。しかし、それを企業がちゃんと実施するのか、しないのかということで、あのときに実施されなかったのが農林省もかなり困ってしまって、これだけ手を打って実際に事件が起きているのではないかという世論からの批判もあって、各企業に対して誓約書を出させるということをやったのです。コンプライアンス宣言ですね。僕らは、こういうことを農林省から要求されてやりました。それでとまったのかどうかわかりませんが、それなりの効果はあったと思います。今、市の方での自主的に宣言してもらおうという取り組みとすごく似ているのです。国もあの時点ではやりました。それを宣言として全部書いて署名して、組合員は国に全部出しました。これは毎年1回やっています。

○大西部会長 ありがとうございます。

今、組合員というご発言がありましたが、非組合員の方の割合はどのぐらいなのですか。

○大金委員 今は相当増えているのではないのでしょうか。昔は、ほとんどが組合に加入しましたが、近年、加入していないところが増えているのです。例えば、税務署が中心でやっている法人会だって加盟率がかなり落ちてきています。そういう意味では、以前より政府とか行政の通達が回りづらい環境になってきたのではないのでしょうか。アウトサイダーが増えていると思います。

○大西部会長 一部、業界の実態も少しわかってきたような気がしますが、どうもありがとうございます。

消費者サイド、事業者サイドから条例は必要だというご発言をいただいておりますが、藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 今、いろいろお話があったかと思うのですが、別な業界の事例で、例えば保険業界や金融業界については、金融庁が結構厳しいので、事業者ごとにコンプライアンスのがっちりとした誓約書を提出しなければならないのです。それに違反した場合は、即、事業取り消し、ご破算ということになります。そういう意味では、私が見る限り、いろいろな業界の中では一番厳しいのかなと思います。その仕組みのところまで持っていったとしても結構事件がありますので、そういう意味ではイタチごっこなのかもしれませんが、そういうものを見本にして、札幌市でどこまでの基準値を持つのかというのが今回の必要性とか目的に、果たしてどこなのかというところが課題になると思います。

先ほど、大金委員からもお話がございましたが、いろいろな業界で大変な状況でありますので、やはり、自社を守るためという部分ではいろいろなことがあることは聞いています。そうかといって、見過ごすわけにはいかないと思いますから、その辺は最低限のものになるのか、ハードルが高いものになるのか、私も今はちょっと迷っているところですが、その辺は議論したいと思っております。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご議論を伺っている限りでは、基本的には条例が必要だという方向で承ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大西部会長 ありがとうございます。

それでは、部会の総意としましては、今後、条例を制定する、策定をする、必要だということを前提に議論を進めてまいりたいと思います。

以上が、条例制定の必要性に関するものです。

上の方に、検討テーマ(大別)として1、2、3の三つテーマが並んでおります。1番目が基本的な考え方、2番目が食のまちづくりを進めていくための主体の役割、3番目が札幌市に求める具体的な取組という大括りでテーマを設定しております。この三つの視点、ポイントを念頭に置きましてこれから議論を進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

もちろん、基本的なスタンスとしまして、今後、議論を重ねていく中で修正・追加が必要となりましたら、随時、ご提案、ご発言いただきたいと思っております。

以上が、1番目の議題である「条例の必要性について」の議論です。

次に、2番目の議題の「安全・安心な食のまちづくりを進める上での基本的な考え方」を取り上げたいと思っております。

本日は、先ほど確認しました3つのポイントのうち、1番目の「安全・安心な食のまち

づくりを進める上での基本的な考え方」を中心にさらに議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、初めに、条例を制定するに当たりまして、どういう条例が具体的に考えられるか、その方向性、名称などについてご意見をいただければと思います。

その前に、参考としまして、事務局より資料2のご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 資料2をご覧になっていただきたいと思います。

誤解なさらしたら困るので前もってお話ししておきますが、条例の名称については、こんなイメージがいいのではないかというぐらいのもので、イメージを持ってもらうためにお話ししていただくということを考えております。ですから、ここでこういう条例名称にしようという意味で議論するわけではございませんので、その点についてはご了解願えればと思っております。

資料2の中で示しております「各自治体での条例の名称について」というものがございます。

まず、1番目に挙げております条例名称の類型ですが、パターン1からパターン4ぐらいまであります。他自治体で出している名称の前に、○○○と書いてあるのは各自治体の名称が入ります。例えば、「札幌市」とか「北海道」というふうに入ります。「食の安全・安心推進条例」という形が最も多いパターンのようなようです。2つ目は、「推進」がとれた形です。前に自治体名が入って、「食の安全・安心条例」です。3つ目は、「食の安全・安心確保に関する条例」というものです。4つ目は、食品安全条例という「安心」のないシンプルな形のものになっています。

続きまして2番目ですが、各自治体の条例名称の抜粋ということで、現在、全国47都道府県のうち半分以上の都道府県で条例を制定しております。また、政令市につきましては、先日来言っておりますが、名古屋と京都で制定しております。また、政令都市というか、いわゆる大都市ではなく、四角の中に囲っておりますが、一番最後の沖縄県の下にある宇都宮市もそのような条例をつくっているところでございます。

各自治体の条例の名称につきましては、1番のところでは挙げておりますが、基本的には安全・安心推進条例という形が一番多いのかなと思っております。

このほかに、ここに名称は出ていませんが、例えば小浜市では、「食のまちづくり条例」ということで、食という切り口でまちづくりを進めるような条例もあります。ですから、安全・安心だけに特化するだけでなく、もう少し広い意味でとらえる条例もありますので、参考までにお話しさせていただきました。

説明については以上です。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの小山内係長からのご説明も参考にしまして、皆様方からご発言をお願いしたいと思います。

初めに私の方から触れておきたいのですが、先ほどご紹介しました参考資料の真ん中左

側に、基本的な考え方としまして、具体的に（１）方向性から始まって理念まで五つのポイントが示されており、これからご発言いただきたいのは、（２）の名称はともかくとしまして、（３）の対象です。条例の対象、ターゲットをご議論いただければと思います。もちろん、対象に限定いたしませんで、名称についてのご発言も賜りたいと思いますし、方向性、基本的な考え方についてもご発言をいただければと思います。

なお、方向性につきましては、前回のご議論の中で、先ほどまとめていただいたものが資料１に出ております。たしか大金委員のご発言だったと記憶しておりますが、ぜひ崇高な理念を掲げてほしいというご発言がありました。恐らく、これを受けてのことだと思えますが、大宮委員からは、ぜひ札幌に住んでみたいと思わせるような、そういう条例にしたいというご発言もありました。このあたりが、方向性にかかわるこれまでのご発言ではなかろうかと思えます。そういうことも含めまして、方向性、名称、対象、このあたりについてご発言をいただければと思います。

どなたからでも結構ですので、ご自由にお願いたします。

○行方委員 崇高な理念を掲げてと言われると、私は言いたいことも言えなくなってしまうのですけれども、今までのお話の中で私自身が気になっているのは、消費者だけの立場で話をしてしましますが、前回の会議で田中委員から、事業者は、食品衛生法ですごく縛られていて、いっぱいいっぱいやっているのに、さらに条例で縛りつけるのはかわいそうだというお話を聞いたときに、私は消費者のことしか考えていなかったと非常に思ったのです。それと、崇高な理念ということで、ちょっと抑えなければいけないのかなと思う部分もあるのですが、私は、消費者の立場でこの委員会に出席させていただいているので、消費者の立場からお話しさせていただきたいと思えます。

大宮委員がおっしゃった、こんな札幌に住んでみたいというのはとてもいい意見だと思いました。今、さっぽろスイーツということでやっておりますが、全体的に北海道は酪農王国であり、すばらしい乳製品などがあり、「ハルユタカ」など道産の小麦も皆さん力を入れてやっていて、安全・安心な素材がすごく多いです。ですから、札幌に特化すると、札幌を宣伝していくという意味ではいいと思うのですが、必ずしも札幌でつくっている小麦ではないわけですし、さっぽろスイーツといえども、札幌でつくっている素材だけを使っているわけでもないで、かなり難しい面もあるのではないかと思います。非常に難しい面がいろいろ出てきたなというのが私の今の心境です。

○大西部会長 心境を告白されました。どうもありがとうございます。

ご自由にご発言いただきたいと思っておりますが、大宮委員、いかがですか。

○大宮委員 この条例の対象者を考えると、優先順位としては事業者ということになるのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○大西部会長 それは、つくり方ですね。つまり、先ほどのご議論の中にも出てきていますが、食育ということになれば、消費者に対する教育ですから、それを事業者がやるということは余りないと思えます。もちろん、事業者がやっても構いませんが、学校でやって

みたり、行政がやってみたり、あるいは消費者団体の皆さんが食育教育をされるとか、そういったことも可能なわけです。

○大宮委員 そうなると、この対象の優先順位や中心はあるのかというところでは、ここは特に優先順位を設ける必要はないのかなと思います。どうでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 前回の会議で私どもの方からお話しさせていただいたところを申しますと、優先順位や中心というものは特になくて、先ほど大宮委員からもありましたように、消費者の方々が主体的、積極的に行動するという観点もありますので、ウエートがどうなってくるかはつくり込みによって違ってきますが、事務局としては、事業者、消費者、札幌市の3者を、それぞれをターゲットとして、視点を3つ持つてつくっていくのがいいのかなと思っています。私どもは、食品衛生法施行条例というものを既に持っています、それは、食品衛生法を受けた規制的な条例でございます。これはもちろんですが、食品衛生法にウエートを置いた条例になっております。今回、新たに条例をつくるという意味で言うと、他自治体についても、対象を事業者だけとか消費者だけという「つくり」にはなっていないのが実情でございます、3者の中でそれぞれできること、責任、もしくは役割等々を見出してやっっていこうという「つくり」になっているものが多いと思っております。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

行為規制といいますか、あれしちゃいけない、これしちゃいけない、これに違反した場合には罰則です、処分ですという内容が主なものとして、食品衛生法という法律が既に存在しているわけです。各自治体の方で、その法律を施行するための条例を個別に用意しているという体制が既に存在しています。

恐らく、今、私どもが議論している新しい条例の内容は、食品衛生法には直接重ならないようなもの、つまり、食品衛生法が専ら事業者に対する規制を内容としているとすると、そうでないものも広く取り込んで、食品衛生法との重複をできるだけ避けるという内容になるのではないかと思います。

したがって、ちょっと専門的な話になりかねないので、私としては、控えようかどうかちょっと考えているのですが、食品衛生法の中身、規制の中身のたまかなイメージを共有できませんと、新しい条例の内容としてどんなものが可能なのかを考えることができないと思います。

したがって、各委員の皆様におかれては、ちょっと負担が大きくなる可能性があるのですが、遠慮がちに申し上げますが、事務局サイドにおかれて、可能な範囲で結構だと思いますので、食品衛生法の規制の内容を簡単にご紹介いただきたいと思います。今日が無理であれば、どこかの段階でお願いします。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、先生がおっしゃられたとおりだと思います。今日は資料を用意しておりませんが、皆さんに食品衛生法自体の共通の認識を持っていただくために、近々、私どもの方で、食品衛生法、また、条例の規制がどういうふうになってい

るのかということを中心にまとめたペーパーを作りまして、事前を送付させていただきたいと思っております。そして、次回の会議等で、こういったものを条例で規制していますということ等を簡単に触れさせていただいて、ご理解いただきたいと思います。

○大西部会長 新たなお仕事を押しつけるようでもことに恐縮ですが、よろしく願いたします。

ほかにご発言はありますか。

○行方委員 前回の会議のときに宮原課長さんからお話がありましたけれども、食品衛生法の中では、食品に問題があった場合に、消費者の方々にどのように公表していくかというようなことは必ずしも表現されていない状況にあるということでしたね。21ページにも書いてあります。そして、今回の牛肉のセシウムのお話の時も、私たちは北海道にまで来ていないだろうぐらいに思っていたら、いわんや、北海道全域にスーパーなどで結構販売されています。札幌市としては、食品衛生法上で公表しなくていいという感じで控えていましたね、販売されているところを。ところが、イトーヨーカドー系のアリオで販売されていたということで、アリオが率先して発表して、私ども消費者協会の会長も、やはり消費者の立場としては公表してほしいということで、新聞社からコメントを求められて、新聞紙上にも出ていました。その後、札幌市長が、ちょうど7月25日の私どもの部会を開いているときに、部長さんも出られていて、上田市長さんが発表されたという流れになっていました。

消費者としては、そういうことを知りたいわけですから、今まで道などではないような、公表をはっきりするというのを盛り込んでいただけたらすごく魅力的ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。難しいことかもしれませんがね。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

○行方委員 札幌市が発表していただければいいことであって……

○大金委員 行政が発表すると、ある部分、ペナルティー的要素が必ずつきまとうのです。そのところの配慮が本当にされているのかなど。行政が発表して、損害をこうむったときにどうするのか。消費者の受けとめ方は、ペナルティーと受けとめますから、売り上げが下がりますね、その損害賠償を札幌市に請求していいのでしょうか。そういう可能性があると思うのです。効果として必ずそれは出ますからね。イオンにしても、アリオにしても、アークスグループとしても、生協としても、自主的な発表ですね。彼らの企業理念の中でやられていることですから、そこは行政でやるというのは、非常に微妙な問題だと思います。単なるパフォーマンスで済むような話ではなくて、消費者の受けねらいだけでは済まない話だと僕は思うのです。

話がそれてしまいますが、今、条例の名前を見ていましたら、安全・安心で、あえて安心という言葉をとっている名称もありますね。これは、あえてやったのではないかと勝手に察しているのですが、安心という言葉は非常に情緒的です。果たして、本当に安心ということを中心に条例でうたっているのかという感じも若干しているのです。とかく科学的知見

なしで、例えば今回の東京電力の話でないけれども、行政も国も全部安全だよと言っている中で、実は、消費者は安全の科学的知見もなく、安心だと思っただけの話であってと。だから、安心と加えると、かえってリスクが広がるのかなと思うので、情緒的な要素を入れなくて、きちんと安全なら安全で行った方がいいと思います。とにかく、今、マスコミの対応などは、どちらかというところと安心と不安感をあおって視聴率を高めるような報道も書籍も多いわけですからね。ここが疑問なのです。

先ほどありました条例が必要か否かという問題においても、基本的には、法律とか条例は少なければ少ないほどいい社会なのだろうと思っていますから、できれば、今、この社会的環境の中で条例は必要でしょうけれども、将来、それが安定したときには条例を廃止するとか、こんなことのない社会の方がいいのではないかと考えております。

○大西部会長 ありがとうございます。

公表については、大事な問題なので、しかるべきところでまた取り上げさせていただきたいと思います。

名称の安全・安心という言葉をめぐるのは難しい話があると思います。言葉を非常に大事にされる方々の中に、大金委員のように、二つの言葉の意味の違いを踏まえてご発言される方もいらっしゃいます。

したがって、現在のところ、風潮としては安全・安心というものがワンセットで使われているのですが、確かに、言葉の持っている意味、ニュアンスをよくよく考えますと、微妙に違うという受けとめ方もあり得るかなと思います。あり得るかなと言ったのは、安全・安心が同じでなければならないという強い主張も一部にはありますので、なかなか難しいところですが、一般的には、大金委員のような、あるいは私もそうですが、安全・安心を微妙に使い分けるという立場が一般的でないかと思っています。そうしますと、安心という言葉の使い方には注意が必要かなと思っています。

しかし、注意が必要だということを踏まえても、なおかつ安心という言葉を使って、単なる安全でなく、もっと広い範囲をこの条例は対象にするのだというふうに覚悟を決めて決断するというのももちろんあっていいと思います。その辺で、安全・安心という言葉も一つ大事な論点になるかと思っています。

今、私もちょっと驚いた問題提起もありましたが、ほかにはいかがでしょうか。

藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 今回、条例云々というよりも、消費者保護ということがあると思います。その中では、ちょっとずれるかもしれませんが、ほかの自治体の目的の中では、特に京都は観光旅行者と入っていますね。ということは、明らかに、京都市は世界から観光客を呼び込んでいます。それが札幌も同じだとすれば、当然、それを意識するべきかなと思うのです。だから、通常、北海道、札幌にいらっしゃる消費者だけを対象なのか、あるいは、世界へ発信ということだったら、それも目的の一つとしてこの条例に盛り込むのか、その辺は考えなければならないと思うのです。

道産品の消費地であり、もう一つ、札幌は、生産者というより加工業者が多いです。道内の食材を使った加工業者が多いです。そういう意味では、加工の仕方で、スイーツなどもそうかと思うのですが、事業者のいろいろな予想不可能な問題が発生した場合は、本当に判断が難しいかと思いますが、その辺は、どこがどういうふうに采配するかは別として、やはり、市民にとっては、消費者にとっては情報公開だと思うのです。それは可能な限りです。なおかつ、損失が生じるのは当たり前でございますから、その辺は慎重な判断が求められると思うのですけれども、やはり、安全ということが優先されると思いますので、その辺のところをこの条例の中に盛り込んでいくのか、どこまで盛り込んでいけるかということは必要なことなのかと思うのです。

その中で、札幌市はどういうふうにやっていきます、食品衛生法を云々という問題があります。それと、消費者の保護法云々いろいろあるかと思いますが、それを横断的に集約して、共通項の中で、札幌市は独自にこういうものをしていきますとうたい上げるような方向性になるのかなという気もするのです。その辺を、今、私の方で考えております。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 今の藤原委員の関連ですが、私どもで、札幌市食品衛生管理認定制度という認証制度をやっております。その中で、事業者が意識しているのは、認証をとって、それがいいものだということ、一般の消費者ばかりでなくて、観光客にも示したいということですね。例えば、認定書を出すのですが、今までは日本語だけになっていました。それを、中国語とか、英語とか、韓国語とか、そういう表記のものがあればいいということで、かなり観光客を意識している事業者が多いです。ですから、この条例につきましても、一般の市民ばかりではなく、観光客も対象ということでもいいのかなと私は思っています。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

前回のご議論のときにも、札幌を一つの観光地、観光都市というふうに見立てまして、広く国内、国外からいろいろなお客様に来ていただくという一つの呼び水としても、食に関しては安全・安心なまちなのだと、そういうご発言があったかと思いますが、今の田中委員のご発言は、その方向を支持されるというふうを受けとめさせていただきたいと思えます。

あとはいかがでしょうか。

○藤原委員 個人的な意見ですが、食の安全・安心条例とくと、どこのまちとも変わらないので、独自のものを考えた方がいいかなと思います。

○大西部会長 名称ですね。

○藤原委員 名称です。ちょっと飛んで申しわけないのですが、やはり、安全というのは入った方がいいのかなと思うのですが、安心というのは、安全があつて安心だと思いますので、安心というよりも笑顔の方がいいのかなと思います。例えば、安全で笑顔な条例と

か、どうせ安心という言葉が情緒的な部分があるとしたら、そちらの方がよりわかりやすいのではないかなど。ちょっとほわっとする感じの条例で観光都市さっぽろでいったらいいのではないかと、個人的な意見です。

○大西部会長 名称に何か一工夫ですね。例えば、正式な条例の名称と別に、ニックネームがあるとか、そういうものがあるかもしれませんね。ただ、法律・法令というのは厄介で、一般国民、住民に誤解を与えるような、予断・偏見を与えるような名称も困るということもありますので、どうしてもかた苦しい名前が中心ですが、気をつけなければいけない点多々あるかと思えますけれども、ニックネームとかつけるというのは一つの戦略かもしれませんね。貴重なご発言をありがとうございます。

それでは、時間の都合もございますので、この辺で締めさせていただきます。以上のちようだいしましたご意見を参考にしまして、事務局におかれては、条例のイメージについて、もう一度資料を作成していただきたいと思えます。その資料を用いまして、今後、委員の皆様それぞれが早目に条例の大まかな全体像をとらえられるように、それから、今後の議論にそれを生かしていただけるようにしていただきたいと思えます。

ということで、事務局にはご苦労をおかけいたしますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、今のところは方向性とか名称でしたが、引き続きまして、条例の目的、理念についてどのようなものが考えられるか、この問題につきましてご意見をいただきたいと思えます。

ご意見をいただく前に、参考としまして、事務局より資料3のご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 時間の都合もございますので、簡単に述べさせていただきます。

資料3を見ていただければと思えます。

いつもどおりですが、北海道、東京都、名古屋市、京都市の条例の目的、基本理念を抜粋したものが資料3でございます。

まず、目的から簡単に説明させていただきますと、まず、北海道については道民の健康保護、東京都は都民の健康保護、名古屋市は市民の健康保護、京都市は市民及び観光旅行者等の健康保護を図るということで、それぞれ住民もしくは観光客等々の健康保護を図るという目的でつくっているという言い方をしております。

「つくり」としましては、まず、「この条例は」という主語になりまして、どういう基本理念を定めるかということを行いまして、それぞれ住民の役割、事業者、行政の責務を明らかにしという形、それから、それぞれの施策を推進して、最後に住民の健康を図ることという締め方を行っています。要は、理念を掲げて役割を明らかにして、こういうことを施策としてやります、そして健康保護を図るのだという条文というか、条例をつくる目的はそういうものであるということになっている形です。

プラス、北海道につきましては、先ほど各委員からもありましたけれども、「安全で安心な食品の生産及び供給に資する」、この条例はそういうことも目的としていると。名古屋市も、先ほど藤原委員からありましたが、札幌市もそうですけれども、加工が多いということで、安全で安心な食品の供給の促進を図るといいうい方をしております。北海道や名古屋につきましては、健康保護プラス、そういった食品の供給、もしくは生産についても策定した条例をもって資する、もしくは図るといいうい方をしているのが特徴になっております。

併せまして、「基本理念」でございます。「基本理念」とはどんなものかと申しますと、基本的には、条例の大きな柱とか、この条例でどんなことが書いてあるのかという核になるようなものととらえていただければと思います。各自治体の条例の基本理念は箇条書きのような形になっているものもございますが、大体3つぐらい掲げているのが普通かなと思います。

食の安全・安心条例でございますので、安全を確保するために、どういう思いでそういったことを確保していくのか、取り組んでいくのか、そういう「思い」や、「過程」、「状況」などを掲げています。

北海道につきましては、まず、道民の健康保護を図ることが最優先だということ述べたり、生産から消費に至る各段階で安全・安心を確保するのだという書き方をしております。それから、道民と生産者が協働して取り組む相互理解等の関係、こういったものが理念としてのせられています。

今申しました健康保護、協働・連携、相互理解の下で取り組む、それから生産から消費に係る過程、こういったものが大体の自治体で理念として述べられたりしているものでございます。それプラス、先ほど大金委員からもありましたが、科学的な知見に基づいて、安全を確保しなければならないという記載があり、東京とか名古屋などはそういう書き方をしております。

ちょっと変わったところで申しますと、北海道は特徴的でございます、理念の（１）にございますが、道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保するというところで、消費者が積極的に行動して情報をとり、また、選択の機会を条例で担保するという理念を掲げているところもございます。

大まかには、今言ったように、目的につきましては、消費者の健康保護を図ること、それから、場合によっては、安全な食品の供給、生産を図ることが目的にうたわれております。それから、理念については、健康保護とか、相互理解のもとで安全を確保するとか、生産から販売に至る各過程で安全を確保するというような基本理念が掲げられているところがございます。

先ほどちょっと触れましたが、これは安全・安心の条例でございますので、大体同じような切り口になってきているかなと思いますが、次回、皆様にお見せできればなと思っておりますが、「食のまちづくり条例」をつくっている小浜市等もございまして、そういった

ところはちょっと違う視点がございます。皆様には、そういったところも参考にさせていただきまして今後も議論していただければと思っています。

事務局からは以上です。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

今のご説明の中にもありましたように、目的は、大体同じような「つくり」で、基本的には四つのものを含んでいると思います。まず、1番目としまして、基本理念が述べられます。2番目としまして、住民、事業者、行政の役割を述べます。3点目としまして、具体的な施策が示されます。4点目としまして、目的が示されます。こんな内容になっていると思います。

それから、基本理念ですが、幾つか特徴があります。お手元の資料3で、北海道、東京、名古屋、京都、四つの条例だけですが、幾つか共通の言葉が使われています。例えば、生産から消費に至る各段階という言葉を使っているところが三つあります。それから、生産者、道民、いろいろな人たち、すべての人たちが協働するというような表現です。すべての関係者たちが相互理解し協力するというような言葉が使われています。それから、未然に防止する、予防するのだということも述べられているところが二つあります。

そういう一般的傾向と違って、幾つかの点で違う言葉を使っているところもあります。例えば、東京都は、第一義的責任は事業者にあるのだということを基本理念の中で述べています。それから、北海道の場合は、これまでスタンスを生産者に置いて条例がつけられているという指摘が繰り返えされていますが、その特徴が出ておるように思います。生産、供給という言葉が繰り返し使われております。このように、共通しているところ、さまざまな背景、事情の違いによりまして特徴的な言葉も使われているということだと思います。

それでは、以上のことを踏まえまして、この点についてご自由にご発言を願えればと思います。目的と基本理念について、どういう内容にしたいかということについてご発言を賜ればと思います。どうぞご自由にお願いたします。

行方委員、お願いできますか。

○行方委員 なかなか難しいことで、事業者、生産者、消費者が同じ方向を向いてというのは、この場だけでも同じ方向を向けないのに、全部が向くというのは非常に難しいと思います。だから、道の条例ですと、生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするという形になるのかなと思います。私の意見です。

○大西部会長 ありがとうございます。

○大金委員 行政と事業者が責務という表現に近いと思います。東京都の場合は、一義的に事業者と明確にしています。住民は役割という表現が多いですけども、一応、3者入れないと格好がつかないのだろうと。四つとも、住民だと役割という表現が多いのですが、この役割というのは意見を言うことを求めているのでしょうか。ちょっとわかりづらいです。

○事務局（小山内調整担当係長） そうです。平成15年に食品安全基本法ができて、

その関係でリスクコミュニケーションを推進するというのが背景にあると思っています。

そして、今、大金委員がおっしゃったように、意見はもちろんそうですし、情報を共有して、消費者が積極的にというか、主体的に行動するという意味合いを込めまして、多くの自治体では、住民、消費者、そういったところが役割として担うという形になっているのが実情かと思っています。

○大金委員 義務だと重すぎるから役割ということですか。

○事務局（小山内調整担当係長） そうですね。言葉の使い方として、私ども行政は当然やらなければならない責務があります。事業者さんは、東京都はそういうふうに書いていますけれども、一義的に責任を負うという部分、二者については責務で、住民については、責任を果たすということではなくて、役割を負ってもらおうという、ちょっとやわらかくなっています。どこの自治体も、そういう書き方が多いです。

○大金委員 去年、東京都に行ったときに、第一義的責任は事業者にあると僕が意見したことと同じですけれども、行政の責務というのは具体的にどういうことですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 我々は、従来どおり、事業者さんに対する監視指導を含めまして、検査等規制をやらなければなりません。法で決まっていることもありますので、そういうことはしっかりやらなければならないという責務があります。そういうことを含めて責務という言い方をしております。多くの自治体については、そういう意味合いで責務と書いていると思われまます。そういった意味で、我々としては、規制によって健康被害の未然防止をするというのが代表される責務というところかなと思っています。

ただ、これからは消費者と事業者の間を取り持つようなパイプ役としての役割というか、そういう責務が生じてきたり、情報提供のやり方でしょうか、そういったことをしっかりやるという責務等が出てくるのかなと思っています。

○大金委員 先ほど、大宮委員の質問の中で、消費者が何か聞きたいといったときに、コールセンターへ電話しても、それがきちんと伝わっているか伝わっていないか確認できていないということでしたが、その部分の責務が果たされていないと。

○事務局（小山内調整担当係長） 事実としてそういうことが明らかであれば、果たされていないということになると思います。

○大金委員 そのこのところの整理をするということですね。

○事務局（小山内調整担当係長） そういうことです。

○大西部会長 例えば、具体的には、10月2日まで大通で行われていたオータムフェストがありますね。ああいうものについて、札幌市はどうかかわり方をされているわけですか。場所を提供するだけですか。

○事務局（小山内調整担当係長） オータムフェスト自体は、札幌市では、観光文化局が主体となって関わっており、実行委員会等をバックアップしながらやっていると思います。

私どもの関わりで言いますと、ああいうところで食品を提供しておりますので、当然、所管の中央保健センターの者が、衛生指導を行い、食品を提供する施設に対して許認可を

与えたり、こういう施設でこういうものを、こういう表示をつけて、衛生的にきちんと取り扱って売って下さいというような関わりが私どもとしては一番大きいのではないかと考えております。

○大西部会長 オータムフェスト実行着手の前に、保健所として積極的に何かかかわる場面はあるわけですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 実は、お祭り等を含めてやる場合には、庁内ではいろんな部局が関係してきます。例えば、消防とか、プレハブを建てるようになったら、その建物を建てるところとかいろいろあります。もちろん、観光が主体になっているところもあります。我々も、今、言ったように、食品の販売をするところに対しまして許認可関係がありますので、事前に庁内の会議などに出席する場合があります。そういうところではどういうものが出せるのか、これはやめてください、こういった方向だったらできますとか、そういうような事前のすり合わせをいたします。個別具体的なことは事業者さんと私どもでやりますけれども、大まかな方向性の確認ということは状況に応じてやっているところでございます。

○大西部会長 行政の活動は、ほかの活動も基本的には同じだと思いますけれども、消費者、外部の人にはなかなか伝わらないし、見えないわけです。しかし、今ご紹介があったような責務を、例えばオータムフェストで札幌市は果たされているということだろうと思います。

ほかにご意見いただきたいと思います。理念、それから目的ですね。

○行方委員 今回、道の条例を改めてよくよく見たら、北海道は食料基地ですから、生産体制、農薬の関係、それから、有機農業にかかわることまで条例として書かれているわけです。そうすると、札幌市は、そこまでは必要ないと思うので、非常に難しい面が多いと思うのです。そういうところで、今日のお話で興味を引いたのが、先ほど来お話ししていただいている小浜市の食のまちづくり条例です。これに特化していった方が、観光都市さっぽろ、今、原発の問題で観光客が非常に減っているというのは、私がまちを歩いても本当に感じるのです。中心街を歩いていると、前だったら、団体さんで、話を聞いていけば、この人は中国系かな、台湾系かな、韓国語だなと、何となくわかるのです。すごく多かったのですが、今は本当に少ないですね。

ですから、今後、札幌市も観光都市を目指していくのだったら、食のまちづくり条例的なものもいいかなと考えております。札幌は、今、さっぽろスイーツも非常に売り出しているということとか、それから、本州などで北海道物産展をやるとすごい売り上げがあるということとか、そういったことにしていった方がいいのかなという思いもちょっとあります。

○大西部会長 ありがとうございます。

私も、小浜の条例に興味がかれるところがあります。ぜひ、資料提供をお願いできればと思います。

小浜市の条例について、何か関連する情報はありますか。

○事務局（小山内調整担当係長） 私も勉強不足で、ここで述べさせていただくほど情報収集しておりませんので、次回以降、皆さんに資料をつくりましてお示ししたいと思っております。

○大西部会長 よろしくお願いいいたします。

○藤原委員 今、お話がございました小浜市の食のまちづくり条例ですが、そうなる、恐らく食育の問題も入ってくるのかなと思います。そうなる、札幌市として、食だけに絞って云々とすると、札幌市としては食のまちづくり、その中で食育というのわかるのですが、これはどうなのでしょう。札幌市は札幌市なのですけれども、観光文化局でやっているのは、まさしく食のまちづくりの北海道発信の展開だと思うのです。オータムフェストなどですね。でも、保健所が担当する部分の条例だとしたら、これはどうなのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 所管の話で言いますと、当然、今、保健所の我々の部局が担当させていただきますので、安全・安心というところが基本的な部分になってくるとは思いますが、実は、こういった外部委員会、もしくは専門部会を開くにあたり、並行して庁内会議を開催しておりまして、先ほど言いました観光、経済、農政、食育は私どもと同じ部にありますけれども、そういったところの方々とも情報共有をしております。ですから、大きく食育に特化したようなものになるとちょっと困りますが、そうでなくて、食というキーワードのもとに、そしてまた、頭の中に安全・安心ということも含めてであれば、庁内で共有・調整して、皆さん方のご意見を反映するといいますか、そういったつくり込みは可能なのかなと考えております。

ちなみに、我々は、経済局ともかなり連携しております。経済局は別の計画というかビジョンを持っていますが、そういったところでも、食の安全・安心は札幌の経済を牽引している食産業を支えているということもございますので、関連したものを条例の中にも盛り込むことについては可能といいますか、十分対応できることかなと考えております。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

縦割り行政の問題がありまして、これはどこでも出てくる話ですが、条例の中で、保健所が、食品行政ができる範囲で対応させていただきたいと思います。

田中委員、何かご発言はありますか。

○田中委員 北海道を見ますと、やはり生産に重点を置いていると思います。そういう点では、札幌はどちらかというと消費地、もしくは観光市ですね。そういう点で、やはり名古屋とか京都のものが参考になるのかなと思っています。

○大西部会長 ありがとうございます。

罰則があるのは東京都だけですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 東京は間違いなくあるのですが、北海道については、確認してお答えします。

○大西部会長 別に、今日でなくても構いません。

○事務局（小山内調整担当係長） ちなみに、北海道の条例は生産にウエートを置いているというのは、これも行政の話で前回も申したのですけれども、所管している部局が農政の関係でつくっているものですから、どうしてもそういった色合いが濃く出るという形にはなっています。補足です。

○大西部会長 どの組織もそうだと思いますけれども、ほかの部局に口を挟むというのは非常に嫌われるわけで、難しいところだと思います。

それでは、まだまだご意見が出尽くしていないと思いますけれども、本日寄せられましたご意見をもとに、事務局におかれては、次回の会議に向けて、議論、論点の整理、それから資料の追加の準備をしていただきたいと思います。

それから、繰り返し申し上げていることですが、後日、こういうことも言いたかった、ああいったことも言うべきだったということがございましたら、どうぞ遠慮なく事務局へご連絡いただければと思います。

それでは、以上で議題の2番目を終わりにして、最後、議題の3にその他とありますが、委員の皆様方から何か議題の提案はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 事務局から1点報告がございまして、部長の方からご説明申し上げます。

○事務局（木田食の安全担当部長） 先般行われました第3回定例市議会におきまして、自民党・市民会議の方から代表質問の中で、食の安全・安心についてということで、条例についての質問がございました。

幾つかご質問をいただいたのですが、その一つとして、条例制定の意義についてということで、副市長の方から次のように答弁しておりますので、参考まで御紹介いたします。条例制定によりまして、市民、事業者、行政が、食の安全・安心に対する理念を共有することで、その役割を認識し、それぞれの立場で安全の確保や安心の創出に向けた行動を促すことに意義があると考えております。以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

ほかに、各委員から何かございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○大西部会長 ないようでしたら、これをもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思えます。

長時間どうもありがとうございました。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 部会長、どうもありがとうございました。

ただいま、部会長からお話しございましたとおり、本日の部会終了後にご意見等がございましたら、随時事務局の方にご連絡ください。

次回の会議の開催についてでございますけれども、12月の初旬あたりを予定してございます。年末の何かとお忙しい時期とは存じますが、ご出席をどうかよろしく願いいたします。

なお、その際に、事務局より事前に日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日は、まことにどうもありがとうございました。

以 上